

第IV期（平成30～32年度）
環境経済の政策研究
公募要項

平成30年3月9日

環境省大臣官房環境計画課
環境経済政策調査室

<目次>

- I. 「環境経済の政策研究」
 - 1. 「環境経済の政策研究」とは
 - 2. 目的
 - 3. 研究の特徴
- II. 第IV期に公募する研究の対象課題
- III. 研究実施の枠組み
 - 1. 研究の統括・公募選定
 - 2. 環境省と研究機関との契約締結
 - 3. 研究の実施・管理
 - 4. 研究成果・審査評価結果の公表
- IV. 公募の要件等
 - 1. 応募者の資格・要件について
 - 2. 研究計画書作成及び支出計画作成に係る事項
 - 3. 研究成果の帰属
 - 4. 注意事項
- V. 応募書類及び提出方法
 - 1. 応募書類の書式（応募様式）について
 - 2. 応募書類の受付期間について
- VI. 研究提案の採択方法等について
 - 1. 審査方法
- VII. その他
 - 1. 問い合わせ先
 - 2. 添付資料

I. 「環境経済の政策研究」

1. 「環境経済の政策研究」とは

環境省では平成21年度以降、研究期間を原則3か年として、「環境経済の政策研究」事業を実施しています。地球温暖化対策、廃棄物対策、自然環境保全等の主要な環境保全政策及びそれらの統合政策における経済影響等を調査分析する研究事業を各界の研究者と共同で行い、環境と共生できる新しい経済・社会に向けた将来像の提示や国内外の環境政策の戦略的な実施のための指標の開発を行っています。平成30年度から新たに第Ⅳ期として、我が国及び世界に貢献する研究を進めていきます。なお、本公募は平成30年度当初予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とします。

2. 目的

環境経済の政策研究(以下「本研究」)は、グリーン成長、グリーン経済の観点から、国内外において新たな取組が求められている環境問題の諸課題について、環境と経済との関係のより深い理解に立った効果的な取組を進めるため、環境と経済の相互関係に関する研究、環境の価値の経済的な評価手法、政策の経済学的な評価手法等、政策の企画・立案・推進を行うための基盤を提供することを目的としています。

本研究は、環境省が政策ニーズを基に研究課題を設定し、各課題を解決するための具体的な研究方法、内容等について公募選定を行い、選定された研究者と行政担当者との相互情報提供等による緊密な連携により実際的な政策インプリケーションを導き出し、国内外の環境政策形成プロセスに貢献しながら研究を進めるものです。また、本研究は、その行政ニーズへの対応、個別の研究内容の進捗状況、外部有識者による審査・評議会の審査結果等を踏まえ、複数年度での計画で研究を進めます。

3. 研究の特徴

本研究の特徴は以下のとおりであり、環境研究総合推進費等のいわゆる「競争的研究資金」とは性格が異なるものとして位置づけられています。

○行政担当者と研究者との緊密な連携の下に、今後の戦略的な政策形成に貢献

- ・定期的な打合せだけでなく政策ニーズに対する研究成果のフィードバック等を隨時行うなど、研究者と行政担当者の緊密な連携により、今後の戦略的な環境政策の形成・推進に貢献する研究を進める。
- ・我が国の環境経済政策研究の最新情報を関係する国内外の会議、学術誌等において、積極的に発信し、グリーン成長、グリーン経済の実現に貢献していく政策研究とする。

○経済活動と環境保全との相互関係のメカニズムを解明し、環境保全だけでなく、社会経済のイノベーションにつながる効果を導出

- ・経済学と環境科学など必要な研究分野を連携し、現状と課題の分析、政策内容・手法の分析、政策効果の分析などについて、環境保全と経済成長の相互関係を重視した研究を行う。
- ・政策効果の分析においては、環境への影響とともに、経済だけでなく雇用、ライフスタイル等、新たな社会・経済のあり方を見据えた分析も行う。

○研究成果の実務的な政策インプリケーションを重視

- ・行政・企業などの経済主体の現実の行動を踏まえた、環境政策実務に活用できる研究を進める。
- ・各研究については、政策ニーズを踏まえた実務的な政策インプリケーションの導出が政策実務に隨時インプットされ機動的に環境政策形成に貢献することが求められる。

II. 第Ⅳ期に公募する研究の対象課題

環境行政をとりまく政策ニーズを踏まえ、第Ⅳ期に公募する研究の対象課題は以下のとおりです。各課題について採択される研究提案は原則1件です。1課題当たりの平成30年度契約額上限は1,000万円（税込み）を予定しています。なお、研究提案の採択後、環境省の政策ニーズや審査・評価会の結果、研究提案内容等を踏まえ、契約額の増減の調整をお願いすることがあります。公募にあたっては、『添付資料1：第Ⅳ期 環境経済の政策研究－公募課題について－』をご確認いただくとともに、『添付資料2：第Ⅳ期 環境経済の政策研究－応募様式－』の作成にあたっては各公募課題設定にあたっての背景・目的、期待される成果、想定される研究スケジュール、想定される研究成果の活用方法等をご参照ください。

<低炭素>

- ① 低炭素技術イノベーションによる地域経済影響分析に関する研究
- ② ESG ファクターと企業価値等に関する研究

<資源循環>

- ③ 今後の高齢社会に対応した産業廃棄物処理業に関する調査・研究
- ④ 我が国に蓄積されているストックの質に関する調査・検討
- ⑤ 食品ロス削減による経済便益に関する調査・分析

<自然共生>

- ⑥ 「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」(ABS 指針) の見直しに向けた、提供国措置の便益・コスト等の評価に関する研究
- ⑦ 国・地方公共団体における生態系勘定の導入に向けた研究
- ⑧ 我が国における自然環境施策への効果的な資源動員に向けた研究

<安全・安心>

- ⑨ 大気汚染対策の経済性評価に関する研究

<横断分野>

- ⑩ 第五次環境基本計画の総体的点検のための各種指標・評価方法等の開発
- ⑪ 環境・経済・社会の持続可能性の総合的な評価及び豊かさの評価に関する研究

III. 研究実施の枠組み

1. 研究の統括・公募選定

本研究の遂行に関して、環境省大臣官房環境計画課環境経済政策調査室が、研究課題の企画、公募選定、研究管理実務、研究成果のとりまとめ等を行います。

本研究は、審査によって選定された研究者が研究を実施するものです。研究の実施においては、政策ニーズを踏まえた実務的な政策インプリケーションを重視した研究とするため、研究内容の調整、成果の活用等について、環境省との緊密な連携によって研究が進められていくものとなります。

また、各研究の公募選定、研究内容についての助言、評価等を行うため、外部有識者からなる「第IV期 環境経済の政策研究 審査・評価会（以下、「審査・評価会」という。）」を設置します。

なお、公募選定の手順は、「VI. 研究提案の採択方法等について」に示すとおりです。

2. 環境省と研究機関との契約締結

- ・公募選定で採択された研究提案については、研究代表者（※「IV. 公募の要件等」の1.（1）に明記した研究代表者）が所属する機関と環境省との間で、当該研究の遂行に関する委託契約を締結します。複数年にわたる研究計画の場合であっても、年度毎に契約締結を行います。なお、複数年にわたる研究計画の場合、年度末の審査・評価会において次年度の研究継続の可否、及び研究予算の増減等が決定されます。
- ・委託契約金の支払は、事業完了後、精算手続きを行うことにより事業に使途した金額を確定させ、研究代表者が所属する研究機関に対して精算を行います。また、事業完了後に剩余金が発生した場合には、契約額から剩余分を差し引いて支払いをします。なお、委託契約金について、先払いは行っておりませんのでご注意ください。（※従って、研

究代表者が所属する研究機関は、本研究に係る全ての経費を一時的に立て替える必要が
あります。)

- ・契約締結に用いる仕様書は、『添付資料1：第Ⅳ期 環境経済の政策研究－公募課題について－』に示された公募課題別の方針と、採択された研究応募書類を踏まえて作成します。なお、研究提案の採択後、環境省の政策ニーズや審査・評価会の結果、研究提案内容等を踏まえ、研究実施内容や研究方法、契約額予定金額等についての調整をお願いする場合があります。

3. 研究の実施・管理

研究の遂行に当たっては、行政と研究者の緊密な連携を図るため、研究開始当初より、適宜、環境省と研究者の双方の連絡・調整の機会が設定されます（年2回程度）。また、研究代表者には、上記の連絡・調整の機会のみならず、行政ニーズに即した研究を進めるため、研究の進捗状況に合わせた環境省担当者との意見交換を各自適宜行うことが推奨されます。これらを踏まえて、年度末（毎年3月頃を予定）の審査・評価会において成果報告を行います。

4. 研究成果・審査評価結果の公表

- ・研究成果については、環境省が、毎年度終了後、当該年度の成果について審査・評価会における審査・評価結果と併せて公表します。また、研究を実施した研究者も、国内外の学会・関連会議・学術雑誌等に自主的に随時発表等を行うものとします。
- ・研究成果の公表については、事前に、環境省と研究者間で公表内容の共有化を行うこととします。研究を実施した研究者が独自に公表を行う場合には、事前に時間的余裕を持って、環境省に公表内容、公表方法等に関する連絡を行うものとします。

IV. 公募の要件等

1. 応募者の資格・要件について

（1）研究代表者の要件

応募は、原則として研究代表者のもとで複数の研究参画者による研究チームを構成して行っていただきます。研究代表者は、応募内容及び審査過程における連絡・対応に当たって、総括的な責任を有する者とします。研究提案が採択された後、円滑な研究の推進と研究目標の達成のために、研究代表者には研究参画者を代表して、研究参画者の研究分担を含む研究計画の作成及び見直しに係る調整、研究参画者間のコミュニケーションの円滑化、環境省との連絡・調整、打合せ等、研究の進行管理を行うとともに、研究成果に関して適切な品質管理を行っていただきます。研究代表者は、次の要件を全て満

たしていることが必要です。

1) 日本国内において、各研究課題に関連した研究を実施する能力のある下記のいずれかの機関に所属している常勤又は非常勤の研究者であること。ただし、非常勤の場合は、予定される研究期間について所属研究機関に雇用されることが保証されていること。

- ① 国立試験研究機関、独立行政法人研究機関
- ② 大学（国公私立問わず）、高等専門学校（高等学校は含みません）
- ③ 地方公共団体の設立した研究所
- ④ 法律により直接設立された法人又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定された法人、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に規定された法人のうち、研究に必要な設備・研究者を有するもの
- ⑤ 民間企業の研究部門等、上記に該当しない組織で、研究に必要な設備・研究者を有するもの（学会事務局は研究機関ではないので該当しません）

なお、「所属」とは雇用契約があることを指し、単に委員委嘱等により機関の活動に参画している場合は含みません。（名誉教授、大学院生等は職員ではありませんので、研究代表者として認められません。）

2) 提案した研究計画を適切に実施する能力を有するとともに、日本語による面接に対応できる程度の語学力を有していること。

3) 研究期間を通じて研究全体に責任を負い、研究に力を注ぐことができること。

4) なお、研究代表者として同時に2つ以上の公募分野を提案することはできませんので留意ください。

（2）研究に参画する者の要件

研究に参画する者（研究の実施に直接かかわる者）は、国内外の研究機関（IV.1.(1)-1）の①～⑤に示すとおり）に所属している研究者とします。その際、研究報告書の分担部分について責任をもって執筆し、かつ担当研究分野の進捗状況の照会に適切に回答できる研究者を研究チーム構成員として記載してください（データ分析ではなく単なるデータ収集のみの担当者等は研究チーム構成員に記載しないでください。論文発表時の連名

は差し支えありません）。

「所属」とは、非常勤・常勤を問わず職員として従事している場合とします（雇用契約があることを指し、単に委員委嘱等により機関の活動に参画している場合は含みません）。（大学院生、名誉教授等は職員ではありません。これらの方は研究参画者として認められませんので、記載しないでください。名誉教授が他の大学の教授を兼任している場合、他の大学の教授職として参画することができます。）

（3）研究チームの要件（複数の研究者により研究チームを構成する場合）

本事業における研究チーム構成員は、研究の効率的・効果的推進の観点からIV.1.(1)-1) の①～⑤の「研究機関」の一部に偏らず多様性を持ち、複眼的な研究の遂行を行える体制となることが推奨されますが、以下の2パターンを想定しています。

- ① 複数の研究機関に所属する研究者が研究チームを構成する場合
- ② 同一の研究機関（研究契約の締結に当たって同一研究機関とされる範囲を想定）に所属する研究者が研究チームを構成する場合
 - ・ 上記の①②いずれの場合も、研究代表者及び研究参画者の役割分担を明確にし、応募様式に示してください。
 - ・ ①においては、研究の遂行上必要な費用について、研究代表者が所属する研究機関と研究参画者が所属する研究機関の間で再委託契約を締結する必要がある場合、再委託契約を締結する必要があります。その場合、再委託契約を締結する研究機関ごとの再委託額を明確にし、応募様式（支出計画様式）に示してください。
 - ・ 研究体制は審査・評価会における指摘事項への対応や人事異動等のやむを得ない事情のため、環境省が承認した場合を除き、応募時に登録されていない研究者や研究機関を途中で追加する等の変更はできません。

（4）所属研究機関等の承認

契約事務に関するトラブルを避けるため、研究代表者及び各研究参画者は、予め、次の①及び②の事項についてそれぞれの所属する研究機関等の代表者及び契約事務担当者の承認を得て、「添付資料3：第Ⅳ期 環境経済の政策研究 研究実施に係る所属機関の承認書」を、研究代表者及び研究参画者毎にご提出ください。なお、本資料については、応募後、原本を環境省に郵送で提出してください。

- ① 提案に係る課題を所属する研究機関等の業務として行うこと
- ② 所属研究機関等の経理担当部局が研究費の管理を行うこと（研究代表者が所属する研

究機関及び研究代表者が所属する研究機関と再委託契約を締結する研究参画者が所属する研究機関)

2. 研究計画書作成及び支出計画作成に係る事項

(1) 研究計画書の作成にあたって

研究計画は『添付資料1：第Ⅳ期 環境経済の政策研究－公募課題について－』を参照のうえ、『添付資料2：第Ⅳ期 環境経済の政策研究－応募様式－』に作成してください。作成に当たっては、以下の留意事項をよくお読みのうえ作成してください。

- ・ 「研究課題番号」は、前述「Ⅱ. 第Ⅳ期に公募する研究の対象課題」の①～⑪のうち、該当するもの一つを選択、「研究課題名」は転記する。
- ・ 「研究代表者」の所属（所属機関名、部局、役職名等）は、応募時点のものを記載する。
- ・ 「研究項目」は、複数年度の研究全体で実施する項目を時系列で記載する。（終了時の全体像と各年度の研究実施項目を明示すること）
- ・ 「研究の参画者」は、研究における参画者（研究代表者も含む）を記載する。なお、所属（所属機関名、役職名等）は、応募時点のものを記載する。また、『担当する分担項目』は、「研究項目」で挙げた項目についてのみ記載する。
- ・ 「研究費の再委託の有無」は、研究参画者が所属する研究機関の中で、研究代表者が所属する研究機関と再委託契約を結ぶ研究機関のみ、その研究機関名を記載する。
 - 研究代表者が所属する研究機関と再委託契約を結んだ研究機関は、自らの研究遂行上に必要な費用について、一時的に立て替える必要がある。
 - 研究代表者が所属する研究機関から、他の研究機関に所属する研究参画者の経費を直接支給する等の場合は、再委託契約を締結しない形でも実施は可能。その場合、当該部分の本研究に係る経費管理等の責任は、研究代表者が所属する研究機関が負う。
- ・ 「研究の背景・理由」は、本研究が必要とされる政策ニーズの背景や理由について、関連する国内外の環境問題の状況、関連する国内外の研究の動向、政策の企画立案・実施における課題等を踏まえつつ、具体的に記述する。
- ・ 「研究の目的」は、上記「研究の背景・理由」を踏まえ、本研究の目的について具体的に記述する。
- ・ 「想定される研究成果」については、複数年度の研究実施により想定される直接的な研究成果について具体的に記述する。
- ・ 「研究成果による環境政策への貢献」については、環境行政をとりまく政策ニーズを

踏まえ、本研究の成果によって見込まれる環境政策へのインプリケーションを関連行政スケジュールも踏まえ、具体的に記述する。また、直接的な政策形成への貢献について、研究項目のスケジュール内でどのように行うのかを具体的に記載する。その際、複数年度の研究全体を踏まえた貢献についても具体的に記載する。

- ・ 「研究項目ごとの実施方法と体制」は、「研究項目」で記載した項目と対応させつつ、必要に応じて項目を細分化する等、政策ニーズ、国内外の関連行政スケジュール等も含め具体的に記述する。また、各研究項目についてどのような研究を、どのような研究手法、体制で実施するのかを具体的に記述する。また、各研究項目が研究全体の中でどのような位置づけにあり、各項目における研究が、最終的な1つの研究としてどのようにとりまとめられるかを、フローチャート等を用いてわかりやすく記載する。なお、採択された場合、本項目が平成30年度の契約仕様書に反映されるので、なるべく具体的に記載する。
 - ・ 「研究計画（工程表など）」は、上記の「研究項目ごとの実施方法」において記述した内容を踏まえ、それぞれについて各年度内においてどのような工程で（いつごろまでに）実施するのかを記述する。（表形式で作成したものを貼付することも可能）
 - ・ 「他の制度からの助成の有無（申請中を含む）」は、研究代表者が、他の制度から助成を受けている場合（申請中を含む）、その旨を記載してください（他の研究費への応募があるにもかかわらず記入していないこと及び事実に反する記入が無いようにしてください。）。また、他の制度から助成を受けて実施している研究の研究目的や研究対象が、本制度に応募する研究課題の目的や研究対象と異なることを明示してください。なお、エフォート（研究専従率）は研究代表者のエフォートを記載してください。
 - ・ 「研究実績（論文、著書等）」は、研究代表者及び研究参画者の研究課題に関連する主な論文、著書等を記載してください。
- なお、「研究項目ごとの実施方法と体制」や「研究計画（工程表など）」の作成にあたっては、研究開始時期と成果報告書の提出時期及び環境省との連絡・調整の機会（年2回程度）を考慮の上、作成すること。また、研究代表者への研究採択（内示）は、早くても平成30年6月を予定しているため、それを踏まえた研究スケジュールを設計する必要がある。（再委託契約を締結する場合、研究機関間における契約手続き等も考慮する必要がある。）環境省と研究代表者が所属する研究機関との平成30年度の契約期間は、平成31年3月31日までとする。なお、年度末の審査・評価会の実施も含めて当該契約期間内に実施することを想定しており、成果報告書の提出は平成31年3月となる予定のため、これらも考慮の上、研究計画を記載すること。

(2) 支出計画の作成にあたって

研究費の経費積算の妥当性を評価するために、応募時に研究費の支出計画も併せて提出していただきます（添付資料4 「第Ⅳ期 環境経済の政策研究 支出計画様式」）。なお、採択された場合、応募時に提出された研究費の支出計画がそのまま正式な支出計画となります。従って、支出計画の作成に当たっては、内訳の根拠等についても明確なものとしていただく必要があります。なお、積算項目や金額の程度が妥当でないと環境省が判断した場合には、積算の見直しをお願いすることがあります。

① 作成に当たっての基本的事項

支出計画は『添付資料4 第Ⅳ期 環境経済の政策研究 支出計画様式』に作成してください。なお、本様式はExcelシートになっています。シート上に記載方法（赤色の吹き出し）も併記していますので、適宜参照のうえ、記入してください。その他、基本的な留意事項は以下のとおりです。確認の上、作成してください。

- ・ 積算に当たっては、「Ⅱ. 第Ⅳ期政策研究として、公募する研究の対象課題」に提示された各公募課題の平成30年度契約額上限1,000万円（税込み）を上回らない範囲で積算をお願い致します。
- ・ 本研究は、環境省と研究代表者の所属する研究機関との間で委託契約を締結します。

② 支出項目として認められないもの

- ・ 土地を購入する経費、建物を建設・修繕する経費、機関において共通的な老朽備品の修繕・更新のための費用。
- ・ 本研究業務以外にも使用可能な「研究者の日常業務に必要な機器」（測定機器制御や特殊なOS用などの特定の用途・理由をもたないパーソナルコンピュータなど）の購入（パソコン等のOA機器につきましては、リースで積算願います。）
- ・ 備品についても、原則として認められない。ただし、試験研究用の試薬、材料、実験用動物等各種消耗品、コンピュータソフトウェアの購入費又は5万円（税込み）以内のもの若しくは2年を限度として用をなさなくなる物については、消耗品として計上可能。

③ 支出計画に必ず含める費用

積算に当たって、以下の費用については必ず含めて積算してください。

- ・ 「環境省との打合せ旅費」として、2回分（平成30年7～8月頃、平成30年12月～平成31年1月頃を予定）を各打合せにおける出席者分のみを想定の上、積算する。

- ・ 年度末の「審査・評価会の旅費」として、1回分を積算する。
- ・ 「報告書の印刷費（紙ベース）」として、年度末の審査・評価会後の納品のための報告書印刷費（製本あり）として、20冊分を見込んで積算する。また、審査・評価会における事前審査のための簡易製本版（クリップ止め可）の提出も20冊分を見込んで積算する。（詳細は変更する可能性がある。）

④その他積算に当たっての留意事項

○積算根拠の添付等

- ・ 各費目における積算根拠（単価表など）を添付すること。

○人件費の積算

- ・ 人件費は、研究の実施に際し、研究支援者（ポスドクやその他の研究者）を、当該研究機関の常勤研究者又は非常勤研究者として雇用するための経費とする。
- ・ ただし、国立試験研究機関及び国からの交付金により人件費を手当てしている独立行政法人、国立大学法人及び私立大学法人等は、常勤の研究者の人件費を計上することはできない。
- ・ 研究代表者の研究機関に対する内示は、最短で6月の予定であることを踏まえ、各研究機関における諸手続き等も考慮の上、実際に経費を支出できる期間を念頭に置くこと。

○外注費の積算

- ・ 外部の業者への外注（アンケート調査やデータ収集等）については、個別に業者の見積を依頼の上、その見積書を添付する。
- ・ なお、相見積は必須ではないが、著しく高い場合などは相見積もり等を改めて依頼する場合がある。

○旅費の積算

- ・ 旅費の積算にあたっても、積算根拠等を明示の上、常識的・合理的な積算を行う。

3. 研究成果の帰属

研究の成果は、契約に基づき、委託者だけでなく、受託者にも帰属させ得るものとします。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとします。また、この他著作権等の扱いについては契約書に定めると

おりとします。

4. 注意事項

(1) 既助成課題の応募の禁止

既に他の研究費助成制度による助成を受けている（助成の決定を含む。）研究等と内容が同様と認められる課題について、当該研究等を実施している者（分担を受けて実施する者を含む。）は、本制度への応募を行ってはなりません。また、研究代表者及び研究参画者は、本制度への応募後、当該応募に係る課題と内容が同様と認められる課題について、他の制度による助成が決定した場合は、直ちに事務局に連絡してください。なお、研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために、必要な範囲内で応募内容の一部を他の研究資金担当課（独立行政法人である配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。また、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがあります。

(2) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に事実と異なる記載をした場合は、課題の不採択、採択の取消し、契約の解除、研究費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

(3) 不正行為に対する措置

研究上の不正行為（研究データのねつ造、改ざん、盗用等）に関しては、「競争的資金に係る研究活動における不正行為への対応指針」（改正平成25年2月1日 総合環境政策局長決定）に準じるものとし、研究資金の執行停止、返還、申請資格の制限等、必要な措置を講ずることとします。また、環境省は、他府省を含む他の研究資金担当課に当該不正行為の概要を情報提供することとしており、他府省を含む他の研究資金担当課により、研究資金への応募が制限される場合があります。

(4) 採択の陳情の禁止

研究提案の審査・評価にあたり、環境省関係者等への採択の陳情を行うことは厳に謹んでください。万一、陳情等があった場合は、応募された研究提案は無条件で審査及び採択対象から除外します。また、一次審査及び二次審査とも、合否通知以前に環境省関係者等へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に謹んでください。なお、応募時に、課題の不明な点等について担当課室等に問い合わせることは可能です。

V. 応募書類及び提出方法

1. 応募書類の書式（応募様式）について

応募に当たり提出が必要となる書類は『添付資料2：第IV期 環境経済の政策研究 研究計画－応募様式－』、『添付資料3：第IV期 環境経済の政策研究 研究実施に係る所属機関の承認書』ならびに『添付書類4：第IV期 環境経済の政策研究 支出計画様式』です。所定の応募書類様式に必要な事項を記入の上、作成してください。

応募の際にはプリントアウトではなく、電子ファイルで下記メールアドレス宛に提出していただきますので、ご注意ください（添付資料3のみ原本を後日郵送で提出してください）。応募書類の作成に当たっては、環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp>）の「第IV期 「環境経済の政策研究」に係る研究提案の募集について（お知らせ）」から、必ず、様式ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

応募書類の送付先は以下のとおりです。研究代表者が責任をもって送付・提出を行ってください。提出の際には、各ファイル名の冒頭に「（所属機関名・研究代表者名）～」を記載してください。

応募書類送付先電子メールアドレス：SEISAKUKENKYU@env.go.jp

【郵送先（添付資料3）】

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
環境省大臣官房環境計画課環境経済政策調査室 宛

2. 応募書類の受付期間について

平成30年3月9日（金）～平成30年4月20日（金）17時（必着）

受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても受け付けません。

VI. 研究提案の採択方法等について

1. 審査方法

審査は非公開で、以下の手順により行います。提出されたファイル等は返却しません。

（1）プレ審査（資格・要件審査）

環境省が、応募書類に記載された研究対象、研究代表者、研究提案等の各項目が要件を満たしているかを審査します。その際、公募要項の「Ⅱ. 第IV期に公募する研究の対

象課題」に示す①～⑪のいずれの課題にも該当しない場合、応募書類の記載ミスや書類の不備等があった場合など、明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。

（2）第一次審査（書類審査）

プレ審査を通過した応募課題について、審査・評価会が応募書類について第一次審査（書類審査）を行います。審査結果は平成30年5月下旬を目途にお知らせいたします。

（3）第二次審査（審査・評価会）

第一次審査を通過した応募課題について、平成30年6月上旬～下旬にヒアリングを行います。この審査では、研究代表者によるプレゼンテーション及び質疑応答に対し、審査・評価会による審査を行い、この結果に基づき環境省が採択課題を内定します。

（4）審査の観点

応募課題の審査は、本研究が、各課題における政策ニーズを踏まえた環境と経済の関係分析に立脚した今後の戦略的な政策形成に貢献するものであることに鑑みて、

- ① 研究目的・研究成果の妥当性（研究における政策ニーズの反映 等）
- ② 研究計画の妥当性（提案分析手法の妥当性、提案スケジュールの妥当性 等）
- ③ 実施面での適切性（実施体制、経費積算 等）

の観点から総合的に行います。

（5）第Ⅳ期の新規課題の採択数と審査結果の通知及び採択の予定

採択課題は原則、各公募課題につき1件としますが、審査・評価結果等を踏まえ、増減することもあります。審査結果については、公募選定終了後、評価コメントと併せて研究代表者へ通知する予定です。なお、採択にあたっては、研究実施体制や研究手法、契約額等に条件が付される可能性があります。また、採択された研究提案に係る研究代表者・研究分担者、計画の概要等は環境省ホームページに掲載するほか、印刷物等により公表することがあります。

（6）採択後の留意点

各研究課題についての委託額は、複数年度の研究計画であっても年度毎に当該年度の額を決定いたします。公募課題については、内定後、平成30年度の研究計画及び支出計画書を環境省事務局及び担当部署と調整のうえ、提出し、委託契約を締結します。研究開始後は、各年度末に審査・評価会による研究成果の中間評価を行います。この中間評

価結果によっては、当該中間評価の実施年度の翌年度の委託額を増減するなどの変更する措置をとる場合があります。また、研究成果が見込まれず中止すべきと評価された場合は、当該中間評価の実施年度の翌年度の委託契約を締結しないことがあります。

(7) 成果のとりまとめ等への協力

研究期間終了後においても、環境経済の政策研究全般に関するとりまとめ等へのご協力をお願いする可能性があります。研究期間終了後はこれらに要する費用を委託費の直接経費として支出することはできませんが、採択に当たっての条件であることをご理解をお願い致します。

(8) 従前の成果等について

「環境経済の政策研究」に関する研究成果等については、下記各環境省ホームページ内で公表しておりますので、御参照ください。

＜環境省ホームページ：環境経済情報ポータルサイト 環境経済の調査・研究情報＞

http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/F_research/index.html

VII. その他

1. 問い合わせ先

(1) 事業全般に関するお問い合わせ先：

環境省大臣官房環境計画課環境経済政策調査室

(代表：03-3581-3351 直通：03-5521-9265)

課長補佐 村松 哲行 (内線 6224)

担当 青澤 勇 (内線 7228)

e-mail：SEISAKUKENKYU@env.go.jp

(2) 研究課題に関するお問い合わせ先：代表 03-3581-3351

課題番号	担当部署	担当者	内線
1	地球環境局 総務課 低炭素社会推進室	安陪 達哉	6727
2	大臣官房環境経済課	清水 延彦 小林 弘幸	6278 6295
3	環境再生・資源循環局 廃棄物規制課	光山 拓実 瀧屋 直樹	6881 6878
4	環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室	小岩 真之	6898
5	環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室	寺井 徹 薄木 航	7862 6828
6	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室	中原 一成	6666
7	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室	末續 野百合	6483
8	自然環境局国立公園課	松木 崇司	6447
9	水・大気環境局 大気環境課	渡辺 聰	6547
10	大臣官房環境計画課	村上 靖典	6250
11	大臣官房総環境計画課	村上 靖典	6250

2. 添付資料

- (1) 『添付資料1：第IV期 環境経済の政策研究－公募課題について－』
- (2) 『添付資料2：第IV期 環境経済の政策研究 研究計画－応募様式－』
- (3) 『添付資料3：第IV期 環境経済の政策研究 研究実施に係る所属機関の承認書』
- (4) 『添付資料4：第IV期 環境経済の政策研究 支出計画様式』